

事務連絡  
令和4年7月6日

関係保護者各位

沖縄県立久米島高等学校  
校長 仲吉健一  
(公印省略)

### 学習端末の貸出についてお知らせ

小夏の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から、本校の教育活動にご協力を頂き心から感謝申し上げます。

1人1台端末の貸出等について、お知らせします。別添資料をご確認の上、希望者は貸出希望者説明会の申込と参加をお願いします。

#### 記

1. 貸出対象 :
  - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②住民税非課税世帯の生徒
  - ③家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当する  
と認められる世帯
2. 貸出機器 : 令和3年度導入 Chromebook
3. 添付資料 :
  - ①貸出用端末の貸与申請について
  - ②貸出用端末についての Q & A
4. 貸出希望者説明会について
  - ①日時 : 7月20日(水) 18時~
  - ②場所 : 本校 情報室

※参加希望者は下記QRコードから7月15日までに参加申込をお願いします。



<https://forms.office.com/r/dy8kXah2tW>

お問い合わせ先  
担当 : 伊計 貴洋  
TEL : 098-985-2233

# 貸出用端末の貸与申請について

県立高校では、令和4年9月から1人1台端末を活用した授業を開始する予定です。以下の要件に該当し、端末の貸与を希望する場合は、在籍期間中に限り、学校に整備済みの貸出用端末を借用することができます。

## 1 端末貸与対象者

以下の要件に該当し、貸出用端末の貸与を希望する者



- (1) 令和4年度に高校1年生であること
- (2) 次のいずれかの世帯であること
  - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
  - ②非課税世帯（道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税）
  - ③家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯

## 2 申請に必要な書類・申請方法等

- ①物品借用申請書
- ②生徒貸出用端末に係る使用貸借契約書  
(奨学のための給付金を申請する場合)

上記の書類については、貸出用端末の貸与説明会にて配付しますので、提出をお願いします。

※端末の貸与は、本来、①②の他に生活保護受給証明書や課税証明書等の確認書類が必要ですが、「奨学のための給付金」を申請する場合は、その関係書類をもって代えますので、①②のみ提出してください。

## 3 端末貸与に当たっての留意事項等

### ①貸出用端末の故障・紛失について

故障・紛失については、速やかに学校まで連絡してください。

(故障・紛失の原状復旧に要する費用は生徒（保護者）負担により修理・弁償していただく場合があります。こうした事態に備えた保険もありますので、その活用もご検討ください。)

### ②損害賠償について

生徒の不適切な使用等により第三者に損害を与えた場合は、生徒（保護者）に損害賠償の義務が発生します。

端末は、他者の権利を侵害しないよう適切に活用してください。

# 貸出用端末についてのQ & A

Q 1 学年が上がるごとに、毎回申請する必要がありますか？

物品借用申請書・使用貸借契約書の提出については、最初の1回のみとなりますが、端末の管理のため、定期的に、学校の確認を受ける必要があります。

Q 2 貸出用端末は、家庭でも使えますか？

基本的に毎日持ち帰って活用することを想定しています。  
端末の充電については、各家庭でお願いします。

Q 3 家庭での通信費は誰が負担するのですか？

ご家庭で負担をお願いします。ご家庭にWi-Fi環境がない場合は、モバイルWi-Fiルータを貸し出すこともできますが、各家庭で通信契約を行い、通信費を負担するようお願いします。

Q 4 端末を壊してしまったときなどに備えて、保険等に加入する必要はありますか？

各保険会社から、端末の破損や盗難などに対応する保険商品が提供されていますので、各自でご確認のうえ、加入を検討してください。

保険料は、端末学習の取組を先行している高校では月額480円（3年間で約17,000円）の事例があります。

指定ECサイトで購入できる端末は、3年間の保証が付いていますので、  
貸出・購入の状況を比較の上、指定ECサイトでの購入も検討してください。

Q 5 端末を購入した場合、借りていた端末を返す必要がありますか？

端末を購入した場合、借りていた端末は返却してください。

端末購入補助は、1年生が対象となっており、ECサイトで購入する場合は  
7月31日までに購入、各自で購入する場合は11月30日までに県の電子申請システムにて補助金の申請をする必要があります。

上記の機会を逃がすと、補助を受けられないことがありますので、ご注意ください。



# 貸出用端末を借りる前にご確認ください

貸出用端末は、沖縄県の財産（公共財産）です。次にまた使用する方がいますので、大事に使用してください。

貸出用端末の利用料は無料ですが、公共財産であるため、破損・紛失の場合は原則として修理・弁償の必要があり、経済的負担が発生する可能性がありますので、下記事項にご留意のうえ、判断してください。

## 1 端末を壊してしまったら…



過失で端末を壊してしまったり、紛失してしまった場合、弁償に

約40,000円程度

かかる可能性があります。

## 2 端末の保険に入るとしたら…



貸出用端末の破損・盗難による  
賠償リスクを保証する保険の  
1例では、月480円程度となり

3年間で約17,000円程度

かかります。

## 3 端末購入（1年生）の場合…



ECサイトで購入すると

15,000円～

で購入することができ、さらに  
3年間の自然故障、物損故障、  
盗難が保証されます。